



2024年1月26日

各 位

会 社 名 TOYO TIRE株式会社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 清 水 隆 史
(コード番号：5105 東証プライム)
問 合 せ 先 執行役員 延 澤 洋 志
コーポレート統括部門管掌
(TEL (072) 789-9100)

株主代表訴訟の判決に関するお知らせ

2016年8月26日付適時開示「株主代表訴訟に関する当社の対応について」でお知らせしました、当社株主1名(以下「原告」といいます。)が当社元取締役16名(以下「被告」といいます。)を被告として損害賠償を請求した株主代表訴訟(以下「本件代表訴訟」といいます。)につきまして、本日、大阪地方裁判所で判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟提起から判決に至るまでの経緯

本件代表訴訟は、2000年12月から2012年2月までの間、当社が取得した建築用免震積層ゴム(以下「免震積層ゴム」といいます。)に関する国土交通大臣認定に際し、当時の当社従業員が技術的根拠のない乖離値等を記載して申請を行い、大臣認定を取得していたこと、また、2000年11月から2015年2月までの間に出荷した免震積層ゴム製品の一部について、実際には大臣認定の性能評価基準に適合していない免震積層ゴムを出荷させていたこと、さらに、この事実が判明した後も、免震積層ゴムの出荷を継続し、国土交通大臣に対する報告や事実公表を遅らせたことが、当社元取締役が負う善管注意義務に違反するとして、2016年7月29日に、当社の株主である原告が、当社元取締役16名に対し、同義務違反を理由として、連帯して最大24億円およびこれに対する遅延損害金を当社に賠償するよう求めて提訴したものです。

当社としては、2016年8月26日付適時開示「株主代表訴訟に関する当社の対応について」のとおり、本件代表訴訟につき原告または被告のいずれに対しても補助参加しないことを決定し、裁判手続きに伴う文書提出等に対応して参りましたが、原告による一部訴えの取り下げ等を経て、本日、大阪地方裁判所より、原告の請求を一部認容する旨の判決が言い渡されました。

2. 判決の内容

当社元取締役16名のうち4名について賠償責任を認め、うち2名に対して連帯して約1億3,800万円(およびこれに対する遅延損害金)の賠償を命じるとともに4名全員に対して連帯して2,000万円(およびこれに対する遅延損害金)の賠償が命じられました。なお、当社元取締役16名のうち12名については原告側から訴えが取り下げられ、各元取締役に対する請求額についても4億円に減額されていました。

3. 業績に与える影響

本日の判決は、未だ確定していないものの、当社株主である原告の請求を一部認め当社元取締役に対し当社への損害賠償を命じるものであり、当社の業績に与える影響は軽微であると見込んでおります。なお、今後開示すべき事象が発生した場合には、速やかに開示いたします。

以上